県税口座振替のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。 県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

【口座振替を利用できる県税】

- ◇自動車税 6月納期分(定期賦課分)
- ◇個人事業税 8月·11月納期分(定期賦課分)
- ◇法人県民税・法人事業税(地方法人特別税を含みます。) 中間申告及び確定申告分(期限内申告分に限ります。)
- ○軽油引取税特別徴収義務者の申告分(徴収猶予分を除きます。)

【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印をご持参のうえ、最寄りの取扱金融機関又は地域県民局県税部にお申込みください。申込用紙は各窓口に備え付けてあります。

【申込期限】

- ◇自 動 車 税… 4 月30日
- ◇個人事業税…8月中旬
- ◇法人県民税・法人事業税、軽油引取税…申告期限の日

【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合、 ゆうちょ銀行など

【ご注意ください】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認ができませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581 内線203

平成29年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、平成29年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭内において十分保育することができない 児童を、保護者に代わって保育を行う施設です。

入所は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当し、子どものための教育・保育給付費に 係る認定を受けている方が申し込みをすることができます。

- ① 保護者が就労している。(1ヶ月あたり48時間以上の就労)
- ② 母親が妊娠中あるいは出産後間もないこと。(入所可能期間:産前3ヶ月、産後3ヶ月)
- ③ 保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがあること。
- ④ 保護者が親族の介護・看護をしていること。
- ⑤ 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 保護者が求職活動をしていること。(入所可能期間:3ヶ月、就労後延長可能)
- ⑦ 保護者が就学していること。
- ※なお、 0歳児(6ヶ月以上)保育の場合は、定員を3名としています。

■受付期間

平成28年12月1日(木)から平成29年1月13日(金)まで

■受付場所

※「佐井村施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書(兼保育所利用申込書)」は、役場 住民福祉課および佐井村保育所に用意しています。

なお、現在入所中の方で、昨年度、小学校就学始期に達するまでの入所を希望されている方については、12月初旬に役場から郵送しますので必ず期間内に提出してください。

【お問合せ】住民福祉課 福祉・健康推進係 担当:木部